

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 亀岡市介護保険条例施行規則の一部改正  
 正 (高齢福祉課) 3
- 亀岡市税条例施行規則の一部改正  
 (税務課) 13

### —— 告 示 ——

- 亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援  
 事業実施要綱の一部改正  
 (安全安心まちづくり課) 16
- 亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利  
 用者負担軽減要綱の一部改正  
 (高齢福祉課) 16
- 地方税関係手続に係る個人番号利用事務  
 実施者が適当と認める書類等の告示  
 (税務課) 18
- 亀岡市公の施設の指定管理者の指定  
 (夢ビジョン推進課) 25
- 亀岡市林業労働者共済事業補助金交付  
 要綱の一部改正 (農林振興課) 26
- 地縁団体の認可 (自治防災課) 26
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 27
- 公示送達 (税務課) 27
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 29
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 29

- 市道路線の供用開始に関する告示  
 (土木管理課) 30
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 31
- 公示送達 (税務課) 31
- 公示送達 (税務課) 31
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 32
- 亀岡市電気自動車等普及促進事業補助  
 金交付要綱 (環境政策課) 32

### —— 公 告 ——

- 農用地利用集積計画の縦覧  
 (農林振興課) 38
- 南丹都市計画用途地域の変更による都  
 市計画案の縦覧 (都市計画課) 38
- 南丹都市計画特別用途地区の変更によ  
 る都市計画案の縦覧 (都市計画課) 38
- 南丹都市計画土地区画整理事業の変更  
 による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 39
- 南丹都市計画地区計画の決定による都  
 市計画案の縦覧 (都市計画課) 39
- 南丹都市計画地区計画の決定による都  
 市計画案の縦覧 (都市計画課) 40
- 南丹都市計画地区計画の変更による都  
 市計画案の縦覧 (都市計画課) 40
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 41
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 41
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 42
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 42
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
 (契約検査課) 43

<b>—— 任免及び辞令 ——</b>	
<b>教育委員会欄</b>	
<b>—— 規 則 ——</b>	
○亀岡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正	47
<b>—— 訓 令 ——</b>	
○亀岡市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程	48
○教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令の一部改正	49
<b>—— 教育長訓令 ——</b>	
○亀岡市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程	50
<b>選挙管理委員会欄</b>	
<b>—— 告 示 ——</b>	
○亀岡市川東土地改良区総代選挙の期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数	51
○亀岡市川東土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の住所及び氏名	52
○亀岡市川東土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所	52
○亀岡市川東土地改良区総代選挙の投票用紙の様式	53
○亀岡市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	54
○亀岡市亀岡中部土地改良区総代選挙の期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数	55
○亀岡市亀岡中部土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の住所及び氏名	56
○亀岡市亀岡中部土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所	56
○亀岡市亀岡中部土地改良区総代選挙の投票用紙の様式	57
○亀岡市川東土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名	58
○亀岡市川東土地改良区総代選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名	58
○亀岡市亀岡中部土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名	59
○亀岡市亀岡中部土地改良区総代選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名	60
<b>市立病院欄</b>	
<b>—— 公 告 ——</b>	
○亀岡市立病院職員採用試験の結果	61

# 規則

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第1号

## 亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市介護保険条例施行規則（平成12年亀岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第7条関係）

### 介護保険資格取得・異動・喪失届

(宛先) 京都府 亀岡市長

世帯番号		異動区分		1. 全部 2. 一部 3. 全・全一 4. 全一・全一 5. 一・全一 6. 一・一		異動事由		<input type="checkbox"/> 01 転入 <input type="checkbox"/> 02 出生 <input type="checkbox"/> 03 回復 <input type="checkbox"/> 04 帰化 <input type="checkbox"/> 05 職歴記載 <input type="checkbox"/> 06 在留資格 <input type="checkbox"/> 07 国喪増 <input type="checkbox"/> 21 転居 <input type="checkbox"/> 22 世帯分離 <input type="checkbox"/> 23 世帯合併 <input type="checkbox"/> 24 世帯変更 <input type="checkbox"/> 25 世帯主変更 <input type="checkbox"/> 26 戸籍届出 <input type="checkbox"/> 28 誤記訂正 <input type="checkbox"/> 29 職歴修正 <input type="checkbox"/> 32 世帯表示 <input type="checkbox"/> 41 転出 <input type="checkbox"/> 42 死亡 <input type="checkbox"/> 43 国外転出 <input type="checkbox"/> 44 他の削除 <input type="checkbox"/> 45 帰化・減 <input type="checkbox"/> 46 帰化・減															
住所	亀岡市		番地	号	アパート	世帯主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> 代理人																
フリガナ 旧住所 又は 転出先			フリガナ	番地	号	世帯主	氏名																
TEL			TEL																				
本籍 (日本人の 方のみ)	1・2・3・4・5		本籍	筆頭者																			
フリガナ 氏名	世帯主からの 続柄	性別	国保	介護 保険	被保険者番号等 個人番号	要介護 認定	高額	保険料	証	世帯主変更による続柄修正													
生年月日		男・女								氏名	旧	新											
1			有・無		No. No. 取得・異動・喪失	有・無	有・無	特・普 未納有・無 還付有・無	発行 回収 /	備考													
2			有・無		No. No. 取得・異動・喪失	有・無	有・無	特・普 未納有・無 還付有・無	発行 回収 /														
3			有・無		No. No. 取得・異動・喪失	有・無	有・無	特・普 未納有・無 還付有・無	発行 回収 /														
4			有・無		No. No. 取得・異動・喪失	有・無	有・無	特・普 未納有・無 還付有・無	発行 回収 /														
5			有・無		No. No. 取得・異動・喪失	有・無	有・無	特・普 未納有・無 還付有・無	発行 回収 /														
										電算データ	認定確認												

別記第2号様式中

「

被 保 険 者	被保険者番号											生 年 月 日	年 月 日		
	フリガナ												性 別	男 ・ 女	
	氏 名														

」

を

「

被 保 険 者	被保険者番号											個人番号											生 年 月 日	年 月 日		
	フリガナ											性 別	男 ・ 女													
	氏 名																									

」

に改める。

別記第3号様式中

「

フリガナ											生 年 月 日	年 月 日		
氏 名												性 別	男 ・ 女	

」

を

「

フリガナ											個 人 番 号											生 年 月 日	年 月 日		
氏 名											性 別	男 ・ 女													

」

に改め、「\*2号被保険者」の前に「第」を加える。

別記第4号様式から別記第7号様式までを次のように改める。

第4号様式(第10条関係)

介護保険被保険者証等再交付申請書

(宛先) 亀岡市長

次のおおりに申請します。

申請年月日 年 月 日

※申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

申請者氏名	被保険者との関係
※申請者住所	電話番号

被保険者番号									
個人番号									
フリガナ									
被保険者氏名	生年月日	年	月	日	性別	男・女			
被保険者住所							電話番号		
再交付する証明書等	1 被保険者証	2 資格者証	3 受給資格証明書	4 介護保険負担限度額認定証	5 負担割合証				
申請の理由	1 紛失・消失	2 破損・汚損	3 未着	4 その他( )					
第2号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入									
医療保険者名							医療保険被保険者証記号番号		

第5号様式(第12条関係)

介護保険(要介護認定・要支援認定)申請書

(宛先) 亀岡市長

次のおおりに申請します。

被保険者番号	個人番号	申請年月日	年	月	日			
フリガナ	生年月日	明・大・昭	年	月	日			
氏名	性別	男・女						
住所	電話番号							
前回の要介護認定の結果等 *要介護・要支援更新認定の場合のみ記入	要介護状態区分	1 2 3 4 5	要支援状態区分	1 2				
過去6月間の介護保険施設 介護保険施設 医療機関等 入院、入所の有無	有効期間	年	月	日から	年	月	日	
介護保険施設の名称等・所在地	期間	年	月	日	～	年	月	日
介護保険施設の名称等・所在地	期間	年	月	日	～	年	月	日
医療機関等の名称等・所在地	期間	年	月	日	～	年	月	日
医療機関等の名称等・所在地	期間	年	月	日	～	年	月	日

提出代行者の名称	〒	電話番号	
提出代行者の住所	〒	電話番号	

主治医	主治医の氏名	〒	医療機関名	電話番号
所在地				

第2号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入(医療保険被保険者証の写しを添付)	
医療保険者名	医療保険被保険者証記号番号
特定疾病名	

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかわる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、亀岡市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

本人氏名

第7号様式(第13条関係) 介護保険サービスの種類指定変更申請書

(宛先) 亀岡市長

次とおり申請します。

申請者氏名	〒	申請年月日	年 月 日
申請者住所	〒	本人との関係	
電話番号		電話番号	

\*申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被保険者番号	個人番号	電話番号
フリガナ	生年月日	1 2 3 4 5 要支援 有効期間
氏名	性別	年 月 日
住所	〒	男・女
現に受けている要介護・要支援認定の内容		
新たに指定を受けようとするサービスの種類又は現に受けているサービスの種類記載の削除を求める旨		
種類指定変更理由		

主治医氏名	医療機関名	電話番号
〒	〒	〒
第2号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入		
医療保険者名	医療保険被保険者証記号番号	
特定疾病名		

第6号様式(第12条関係) 介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更申請書

(宛先) 亀岡市長

次とおり申請します。

被保険者番号	申請年月日	年 月 日
フリガナ	個人番号	
氏名	生年月日	明・大・昭 年 月 日
住所	性別	男・女
要介護状態区分 1 2 3 4 5 要支援状態区分 1 2		
有効期間		
変更申請理由	介護保険施設等の名称等・所在地	期間 年 月 日～ 年 月 日
過去6月間の介護保険施設・医療機関等入院、入所の有無	介護保険施設等の名称等・所在地	期間 年 月 日～ 年 月 日
	医療機関等の名称等・所在地	期間 年 月 日～ 年 月 日
	医療機関等の名称等・所在地	期間 年 月 日～ 年 月 日

提出代行者	〒	電話番号
名称	〒	
住所	〒	

主治医氏名	医療機関名	電話番号
〒	〒	〒

第2号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入(医療保険被保険者証の写しを添付)

医療保険者名	医療保険被保険者証記号番号
特定疾病名	

介護サービスの計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、亀岡市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

本人氏名

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第15条関係）

介護保険居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		個 人 番 号	
		生 年 月 日	性 別
		年 月 日	男・女
居宅サービス計画の作成を依頼（変更）する居宅介護支援事業者			
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地	
		〒	
		電話番号 ( )	
居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等		※変更する場合のみ記入してください。	
		変更年月日 ( 年 月 日付)	
(宛先) 亀岡市長			
上記の居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを届け出ます。			
年 月 日			
住 所			
被保険者			
氏 名			
電話番号 ( )			
保険者確認欄		<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者事業所番号	

(注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時、又は、居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業所が決まり次第速やかに亀岡市へ提出してください。  
 2 居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず亀岡市へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

別記第10号様式中

「

フリガナ		保 険 者 番 号	
被保険者氏名		被保険者番 号	

」

を

「

フリガナ		保険者番号							
被保険者氏名		被保険者番号							
個人番号									

」

に改める。

別記第11号様式及び別記第12号様式を次のように改める。

第11号様式（第18条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

保険者番号		被保険者番号							
		個人番号							
フリガナ		生年月日				年 月 日	性別	男・女	
住所	〒						電話番号		
福祉用具名 (種目名及び用品名)	製造事業者名及び 販売事業者名		購入金額	購入日					
			円	年 月 日					
			円	年 月 日					
			円	年 月 日					
福祉用具が 必要な理由									
事前承認申請の 有無	あり      なし								
(宛先) 亀岡市長									
上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を申請します。									
〒									
申請者（被保険者） 住所									
氏名      ⑤ 電話番号									

(注意事項)

- ※この申請書に領収書及び福祉用具のパンフレット等を添付してください。
- ※「福祉用具が必要な理由」については、個々の用具ごとに記載してください。ただし、事前承認を得ている場合は記載不要です。
- ※口座欄は、事前承認申請に基づき居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給の事前承認決定を受けている場合は、記入不要です。

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼欄	金融機関コード		支店コード		1 普通	口座番号
					2 当座	
	銀行 信用金庫 農業協同組合		本店 支店 出張所		3 その他	
	フリガナ					
	口座名義人					

委任 の欄	この欄は申請者（被保険者）と振込口座名義人とが異なる場合に、記入してください。	上記福祉用具購入費の受領を_____に委任します。 年 月 日 申請者（被保険者）氏名      ⑤
----------	---	--

第12号様式（第19条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

保険者番号	被保険者番号			
	フリガナ	個人番号		
被保険者氏名		生年月日	年 月 日	性別 男・女
住 所	〒		電話番号	
住宅の所有者 (事前承認済の場合は不要)	上記の被保険者が介護保険の住宅改修を行うことを承諾します。 住所 本人との関係 氏名 電話番号			
改修の箇所				
改修の内容	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け <input type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 床又は通路面材料の変更 <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 洋式便器等への便器の取替え			
改修費用	円	事前承認申請の有無	あり・なし	
施工業者名	電話番号			
着工日	年 月 日	完成日	年 月 日	
住宅改修費支給申請書の内容どおり完成していることを訪問して確認しました。年 月 日				
居宅介護・介護予防 支援事業者名	確認者氏名		⑧	
(宛先) 亀岡市長	年 月 日			
上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。				
申請者（被保険者）	住 所	〒		
氏 名	氏 名	⑧ 電話番号		

(注意事項)

- ※この申請書のほかに下記の書類を添付して下さい。
- ①住宅改修理由書 ②住宅改修箇所見取図 ③工事費内訳書 ④領収書 ⑤完成後の状態が確認できる書類
- ※事前承認を得ている場合は、① ② ③は不要ですが、支給対象予定額の減額がある場合は、② ③も添付してください。
- ※口座欄は、事前承認で保険給付の方法を受領委任払としている場合は、記入不要です。

居宅介護（介護予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼欄	金融機関コード	支店コード	1 普通	口座番号
	銀行	本店	2 当座	
	信用金庫	支店	3 その他	
	フリガナ			
	口座名義人			
委任の欄	この欄は申請者（被保険者）と振込口座名義人とが異なる場合に、記入してください。	上記住宅改修費の受領を_____に委任します。 年 月 日 申請者（被保険者）氏名 ⑧		

別記第13号様式中

フリガナ	保険者番号	
被保険者氏名	被保険者番号	

を

フリガナ	保険者番号	
被保険者氏名	被保険者番号	
個人番号		



フリガナ		保険者番号	
被保険者氏名		被保険者番号	
個人番号			

に改める。

別記第20号様式を次のように改める。

第20号様式（第24条関係）

介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

亀岡市長 様

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ		保険者番号	
被保険者氏名	◎	被保険者番号	
		個人番号	
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
住 所	〒 連絡先		
入所（院）した介護保険施設の所在地及び名称（※）	〒 連絡先		
入所（院）年月日（※）	年 月 日	（※）介護保険施設に入所（院）していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。	
配偶者の有無	有 ・ 無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。	
配偶者に関する事項	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	個人番号
	住 所	〒 連絡先	
本年1月1日現在の住所（現住所と異なる場合）	〒		
課税状況	市町村民税 課 税 ・ 非課税		
収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	生活保護受給者／市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円以下です。	
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円を超えます。	
	<input type="checkbox"/>	その他（ ）	
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。 ※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり	
		預貯金額	円 有価証券（評価概算額） 円 その他（現金・負債を含む） ※ 円

※内容を記入してください。

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名		連絡先（自宅・勤務先）
申請者住所	〒	本人との関係

注意事項

- この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係のものを含みます。
- 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。





第53号様式（第32条関係）

通知書番号	
世帯コード	
賦課年度	年度

様

年度 固定資産税 都市計画税 賦課額変更(決定)通知書

下記のとおり変更（決定）しましたので通知します。

年 月 日

京都府亀岡市長 印

1. 税額変更（決定）の明細

納税義務者	
-------	--

区分	面積及び課税標準額				合計①
	土地	家屋	償却資産		
固定資産税	変更前	m <sup>2</sup> 円	m <sup>2</sup> 円	円	円
	変更後(決定)	m <sup>2</sup> 円	m <sup>2</sup> 円	円	円
	増減	m <sup>2</sup> 円	m <sup>2</sup> 円	円	円
都市計画税	変更前	m <sup>2</sup> 円	m <sup>2</sup> 円		円
	変更後(決定)	m <sup>2</sup> 円	m <sup>2</sup> 円		円
	増減	m <sup>2</sup> 円	m <sup>2</sup> 円		円
区分	税率②	算出税額③ (①×②)	減額要因④ 軽減/減免税額 都市計画減税額		差引税額 ③ - ④
固定資産税	変更前	円	円		円
	変更後(決定)	1.5 100	円	円	円
	増減		円	円	円
都市計画税	変更前	円	円	円	円
	変更後(決定)	0.1 100	円	円	円
	増減		円	円	円

2. 変更（決定）後の納付額及び納期

納期	年税額	第1期	第2期	第3期	第4期	
変更前	円	円	円	円	円	円
変更後(決定)	円	円	円	円	円	円
増減	円	円	円	円	円	円
納期限		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

3. 変更（決定）理由

--



## 告示

亀岡市告示第1号

亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱（平成27年亀岡市告示第51号）の一部を次のように改正する。

平成28年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条第1号中「。以下「住基法」という。」を削る。

第4条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条中「及び第2項」を削る。

第7条第3項を削る。

別記第1号様式中「※住民基本台帳カードの交付には、別途申請が必要です。」を削る。

別記第2号様式中「※住民基本台帳カードの交付には、別途申請が必要です。また、即日交付には、印鑑・顔写真（無帽・正面・無背景・縦4.5cm×横3.5cmの6箇月以内に撮影したもの）・本人確認書類（健康保険証・年金証書等）が必要です。」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第2号

亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱（平成12年亀岡市告示第106号）の一部を次のように改正する。

平成28年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減申請書

フリガナ				保険者番号			
被保険者氏名				被保険者番号			
個人番号							
生年月日	年 月 日			性別	男 ・ 女		
住 所	〒			電話番号			
利用者負担軽減申請理由							
	氏 名		生年月日	性別	生計中心者に○をつけてください		
世帯構成	世帯主						
	世帯員						
<p>(宛先) 亀岡市長</p> <p>上記のとおり社会福祉法人等介護保険利用者負担額に係る軽減の申請をします。 併せて、収入の状況を調査することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>申請者 氏 名</p> <p>☎ 電話番号</p>							

亀岡市記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	(利用者負担等を把握)
適用年月日	(世帯、収入状況等を把握)
年 月 日 から	
有効期限	
年 月 日 まで	

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第3号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続（以下「地方税関係手続」という。）に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（昭和25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者という。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第1条第3項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、次のとおり定め告示する。

別表第1欄に掲げる規定の第2欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第3欄に掲げるとおり定める。

平成28年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表

第1欄	第2欄	第3欄
規則第1条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	<p>税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第12条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）</p> <p>本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）</p> <p>戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）</p> <p>規則第1条第1項第3号ロに規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）</p> <p>個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類</p>

		官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類
規則第1条第1項第3号ロ	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）	<p>本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）</p> <p>地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）</p> <p>印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）</p> <p>地方税法に規定する、特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）</p>
規則第1条第3項第5号	過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情（以下「事項等」という。）であって財務大臣等が適当と認める事項等	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項
規則第2条第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	<p>税理士証票</p> <p>写真付身分証明書等</p> <p>写真付公的書類</p> <p>個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）</p> <p>個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類</p> <p>官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類</p>

<p>規則第3条第1項第6号</p>	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）</p>	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの</p> <p>自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第15条の規定により還付された通知カード（以下「還付された通知カード」という。）又は同省令第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）</p>
<p>規則第3条第2項第2号</p>	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p>	<p>写真なし身分証明書等</p> <p>地方税等の領収証書等</p> <p>写真なし公的書類</p> <p>本人交付用税務書類</p>
<p>規則第3条第4項</p>	<p>本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項</p>	<p>個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項</p>
<p>規則第3条第5項</p>	<p>個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合</p>	<p>雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カード若しくは令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第3条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかな場合</p> <p>所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合</p> <p>過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合</p>
<p>規則第4条第2号ロ前段</p>	<p>官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）</p>	<p>個人番号カード又は通知カード</p> <p>還付された個人番号カード又は還付された通知カード</p> <p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」という。）であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの</p>

		<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの</p> <p>自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）</p>
規則第4条第2号ロ後段	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	個人番号利用事務等実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から提供を受ける方法（以下「個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信」という。）
規則第4条第2号ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	<p>民間電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（個人識別事項の記録のあるものに限る。）をいう。）及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）</p> <p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること</p> <p>個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法</p>
規則第6条第1項第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	<p>本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの（税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）</p> <p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限り、税理士法第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）</p>
規則第7条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	<p>税理士証票</p> <p>写真付身分証明書等</p> <p>写真付公的書類</p> <p>個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）</p>

<p>規則第7条第2項</p>	<p>登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）</p>	<p>登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。）並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（以下「社員証等」という。）</p> <p>地方税等の領収証書等（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「法人に係る地方税等の領収証書等」という。）及び社員証等</p>
<p>規則第9条第1項第2号</p>	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p>	<p>写真なし身分証明書等</p> <p>地方税等の領収証書等</p> <p>写真なし公的書類</p> <p>本人交付用税務書類</p>
<p>規則第9条第3項</p>	<p>本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項</p>	<p>本人と代理人の関係及び個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項</p>
<p>規則第9条第4項</p>	<p>令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合</p>	<p>雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかなる場合</p> <p>扶養親族等であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかなる場合</p> <p>過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかなる場合</p> <p>代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第7条第2項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかなる場合</p>
<p>規則第9条第5項第6号</p>	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）</p>	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの</p> <p>自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）</p> <p>還付された個人番号カード又は還付された通知カード</p>

<p>規則第10条第1号</p>	<p>本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法</p>	<p>本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けること</p>
<p>規則第10条第2号</p>	<p>代理人に係る署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法</p>	<p>代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者又は同条第5項に規定する署名確認者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）</p> <p>代理人に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）</p> <p>代理人に係る民間電子証明書及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）</p> <p>代理人が法人である場合には、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）</p> <p>個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で代理人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法</p> <p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から代理人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であつて、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること</p> <p>本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、登記事項証明書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（登記事項証明書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。）</p>

		<p>本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、法人に係る地方税等の領収証書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（法人に係る地方税等の領収証書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。）</p>
規則第10条第3号口前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	本人の個人番号カード又は通知カード
		本人の還付された個人番号カード又は還付された通知カード
		本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
		官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で、本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）
規則第10条第3号口後段	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること

「揭示済」

## 亀岡市告示第4号

亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）第3条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成28年1月6日

亀岡市長 桂川孝裕

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
亀岡市七谷川野外活動センター	千歳町自治会 亀岡市千歳町千歳垣根2番地3	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで
亀岡市社会体育施設 （6箇所）	公益財団法人 亀岡市体育協会 亀岡市曾我部町穴太土淵33番地1	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで
亀岡市総合福祉センター	公益財団法人 亀岡市福祉事業団 亀岡市内丸町45番地1	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで
亀岡市曾我部 いこいの家	曾我部町自治会 亀岡市曾我部町南条北荒水代4番地1	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで
亀岡市畑野健康 ふれあいセンター	畑野町自治会 亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで
亀岡市林業センター	亀岡市森林組合 亀岡市下矢田町医王谷25番地3	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで
亀岡市都市公園 （亀岡運動公園・さくら公園）	株式会社 三煌産業 亀岡市大井町南金岐尾垣内9番地	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで
J R 亀岡駅前及びJ R 亀岡駅北口自転車等駐車場	亀岡駅前駐輪業組合 亀岡市追分町大堀21番地6	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで
J R 馬堀駅前、J R 並河駅前及びJ R 千代川駅前自転車等駐車場	亀岡軽車両管理協同組合 亀岡市下矢田町2丁目19番4号	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで
メディアス亀岡自転車駐車場	大井町自治会 亀岡市大井町土田2丁目11番20号メディアス亀岡110号	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第5号

亀岡市林業労働者共済事業補助金交付要綱(昭和52年亀岡市告示第64号)の一部を次のように改正する。

平成28年1月6日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「財団法人京都府林業労働支援センター」を「公益財団法人京都府林業労働支援センター」に、「昭和52年9月1日」を「平成25年4月1日」に改める。

第2条第1項中「建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合(以下「共済組合」という。)」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改め、「(以下「林業退職金事業」という。)」を削る。

第3条第1項中「指導する団体」の次に「(以下「加入団体」という。)」を加え、「給付事業」を削り、同条第2項第3号中「は握」を「把握」に改める。

別表1の項中「所在する」の次に「加入団体に所属する」を加え、「410円」を「205円」に改め、同表2の項中「共済組合員」を「共済契約者」に改める。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、「は握」を「把握」に改め、「100以上」を削る。

別記第3号様式中「あて先」を「宛先」に、「財団法人京都府林業労働支援センター」を「公益財団法人京都府林業労働支援センター」に改め、「100以上」を削り、「共済組合員」を「共済契約者」に、「共済組合に」を「共済機構に」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成27年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年1月13日

亀岡市長 桂川孝裕

認可を行った地縁による団体

1 名称 篠町森区

2 規約に定める目的

以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、環境保全及び防災意識を高めるとともに、福祉の増進と地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

- 1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- 2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- 3) 集会施設等の維持管理
- 4) 防災対策、福祉活動
- 5) その他目的達成に必要な事業

3 区域

亀岡市篠町森上垣内のうち22番地1から22番地5、22番地8、22番地9から22番地48、28番地1、28番地2、28番地5、32番地1、32番地3、33番地から35番地を除く全域と下垣内のうち1番地1から1番地29、3番地2、11番地5、11番地7から11番地11、

11番地16、11番地17、11番地20から11番地23、23番地2、23番地3、66番地2、66番地3、66番地5から66番地22、66番地33、77番地1から77番地8を除く全域と東垣内14番地、15番地、17番地、20番地、21番地、21番地1、22番地1、22番地2、23番地、24番地1、24番地2、25番地から27番地、27番地1、28番地、29番地、30番地1、30番地2、31番地、31番地1、32番地から34番地、38番地1、38番地5、42番地、43番地、山先13番地、14番地1、14番地2、17番地、26番地から28番地、28番地2、29番地、29番地2を加えた区域とする。

## 4 主たる事務所

亀岡市篠町森下垣内66番地

## 5 代表者の氏名及び住所

氏名 田中 保次

住所 省略

## 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

## 7 代理人の有無

無

## 8 規約に定める解散の事由

地方自治法第260条の20の規定により解散する。

## 9 認可年月日 平成28年1月13日

「揭示済」

## 亀岡市告示第7号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年1月14日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0304-81011

## 1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

## 2 交付した日

平成26年4月1日

## 3 無効になる日

平成28年1月14日

「揭示済」

## 亀岡市告示第8号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年1月15日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏名又は名称
1	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
2	督促状 平成27年度過1期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
3	督促状 平成27年度過1期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
4	督促状 平成27年度過1期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
5	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
6	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
7	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
8	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
9	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
10	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
11	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
12	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
13	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
14	督促状 平成27年10月分 11 月分 市府民税（特別徴収）	省略	省略
15	督促状 平成27年度 軽自動車税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第9号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年1月15日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0101-51056

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成26年5月30日
- 3 無効になる日  
    平成28年1月15日

「揭示済」

亀岡市告示第10号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年1月15日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1907-99003

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成26年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成28年1月15日

「揭示済」

亀岡市告示第11号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成28年1月19日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成28年1月20日から平成28年2月2日まで一般の縦覧に供する。

平成28年1月19日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
12133	湯井1号線	亀岡市千代川町湯井良筋89番先	24.70m	4.00m
		亀岡市千代川町湯井良筋96番先		4.00m

「揭示済」

亀岡市告示第12号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年1月21日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1303-62022

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成27年3月26日

3 無効になる日

平成28年1月21日

「揭示済」

亀岡市告示第13号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年1月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

固定資産現所有者認定通知書  
固定資産価格等登録通知書  
平成27年度固定資産税・都市計画税賦課額変更（決定）通知書

2 送達を受けるべき者

省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第14号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年1月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成27年度第4期分  
市府民税

2 送達を受けるべき者

住 所 省略

氏 名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法

第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第15号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成28年1月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

- J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域
- J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域
- J R 並河駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成28年1月28日（木）  
午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 8台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第16号

亀岡市電気自動車等普及促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年1月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市電気自動車等普及促進事業  
補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、電気自動車等の普及促進を図り、もって温室効果ガス排出量の削減により環境への負荷の低減に資するため、電気自動車等を導入する者に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる

用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車 四輪車で、搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。

(2) プラグインハイブリッド自動車 エネルギー回生機能を有する四輪以上の検査済自動車であって外部からの充電が可能なものをいう。

(3) 電気自動車等 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 亀岡市内に住所を有している者又は亀岡市内に本社若しくは事業所を有する自動車の貸与を業とするリース事業者（亀岡市内に住所を有し、かつ、市税を滞納していない者に電気自動車等を貸与し、貸与料に補助金相当額の減額を反映するものに限る。）

(2) 市税を滞納していない者

(3) 電気自動車等の自動車検査証に所有者又は使用者として記載されている者

(4) 一般社団法人次世代自動車振興センターから補助金交付決定（クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程による補助金の交付決定をいう。第5条において同じ。）の通知を受けている者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、電気自動車等の本体価格に相当する額（割賦販売による場合は、当該契約により支払う合計額のうち、電気自動車等の本体価格に相当する額。その額に

1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第3条第4号に規定する補助金交付決定を受けた日から3月以内に、亀岡市電気自動車等普及促進事業補助金交付申請兼実績報告書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し（リースの場合は、貸与を受ける者の住民票の写し）

(2) 市税の完納証明書（リースの場合は、リース事業者及び貸与を受ける者の市税の完納証明書）

(3) 売買契約書（リースの場合は、賃貸借契約書）の写し

(4) 電気自動車等の導入費用に係る領収書等の写し

(5) 電気自動車等の自動車検査証の写し

(6) 電気自動車等の自動車保管場所証明書又は自動車保管場所標章番号通知書の写し（当該電気自動車等が軽自動車である場合は保管場所を証する書類）

(7) 第3条第4号に規定する補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写し

(8) 電気自動車等が確認できる写真

(9) 貸与料金算定根拠明細書（別記第2号様式）（リースの場合に限る。）

(10) 法人の場合は、履歴事項全部証明書

(11) 個人事業者の場合は、個人事業開業届出書の写し又はそれに代わる証明

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認め

たときは、亀岡市電気自動車等普及促進事業補助金交付決定兼確定通知書（別記第3号様式）により、適当でないことを認めるときは、亀岡市電気自動車等普及促進事業補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（管理）

第7条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、この要綱に定める補助金の交付により取得した電気自動車等（以下「取得財産」という。）について、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、天災その他補助事業者の責に帰すことのできない理由により取得財産が毀損され、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（処分の制限）

第8条 補助事業者は、取得財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間以内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ亀岡市電気自動車等処分承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の一部又は全部を市に納付させることができる。

（補助金の返還等）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その交付を受けた補助金の全部又は一部を返

還させるものとする。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（協力）

第10条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて取得財産の稼働状況等に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

（確認及び検査）

第11条 市長は、補助事業者に対し、電気自動車等の使用状況その他の必要な事項について確認し、又は調査することができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成27年11月13日以降に電気自動車等の導入に係る契約を締結した補助対象事業から適用する。

別記第1号様式(第5条関係)

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

〔 法人の場合は、主たる事業所の  
所在地名称及び代表者の職氏名 〕

亀岡市電気自動車等普及促進事業補助金交付申請兼実績報告書

亀岡市電気自動車等普及促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

導入者の所在地	亀岡市
導入者の氏名	
メーカー名	
車種名	
車両番号	
形式	
登録日	年 月 日
使用目的	<input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 家用 <input type="checkbox"/> リース用 ※該当区分に✓を記入
補助金交付申請額	円(1,000円未満は切捨て)
国補助金額	円
自動車リース事業の場合 使用者(借受人)の住所、氏名等	氏名: 住所:

第2号様式(第5条関係)

貸与料金算定根拠明細書

年 月 日

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

〔 主たる事業所の所在地名称及び代表者  
の職氏名を記入し、代表者印を押印 〕

1 使用 者 ( 賃 借 人 )	名称:	
	住所:	
2 車 名		
3 型 式		
4 リ ー ス 期 間		箇月
5 補 助 金 相 当 額	亀岡市	円
	国	円
	計	円
6 貸 与 料 金 総 額 (消費税抜き)	補助金充当前	円 (差 額)
	補助金充当後	円
7 月 額 貸 与 料 金 (消費税抜き)	補助金充当前	円
	補助金充当後	円

※貸与料金総額について、補助金充当前と充当後の差額が補助金相当額に満たない場合は申請することができません。

第3号様式（第6条関係）

亀岡市指令 第 号  
年 月 日

様

様

亀岡市長 国

亀岡市長 国

亀岡市電気自動車等普及促進事業補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました亀岡市電気自動車等普及促進事業補助金については、亀岡市電気自動車等普及促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定したので通知します。

記

交付決定（確定）額	金 円
補助対象	
条 件	1 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数の期間内において、当該電気自動車等を処分しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 市長が電気自動車等における資料提供を求めたときは、これに応ずること。 3 その他亀岡市補助金等交付規則及び亀岡市電気自動車等普及促進事業補助金交付要綱を遵守すること。
備 考	

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

様

亀岡市長 国

亀岡市電気自動車等普及促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市電気自動車等普及促進事業補助金については、下記の理由により不交付とします。

記

理由

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



# 公 告

## 亀岡市公告第1号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成28年1月20日

亀岡市長 桂川孝裕

### 1 縦覧期間

平成28年1月20日以後、常時備え置くこととする。

### 2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第2号

南丹都市計画用途地域を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成28年1月26日

亀岡市長 桂川孝裕

### 1 種類

用途地域

### 2 位置

亀岡市篠町篠洗川、向谷、下長尾、芦原及び王子西長尾、中矢田町才ノ溝、大井町並河前脇並びに千代川町湯井筋の各一部

### 3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

### 4 縦覧期間

平成28年1月26日から  
平成28年2月9日まで

「揭示済」

## 亀岡市公告第3号

南丹都市計画特別用途地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成28年1月26日

亀岡市長 桂川孝裕

### 1 種類

特別用途地区

- 2 名 称  
特定大規模小売店舗制限地区
- 3 位 置  
亀岡市篠町篠洗川、向谷、下長尾の各一部
- 4 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 5 縦覧期間  
平成28年1月26日から  
平成28年2月9日まで

「揭示済」

亀岡市公告第4号

南丹都市計画土地地区画整理事業を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成28年1月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 種 類  
土地地区画整理事業
- 2 名 称  
大井町南部土地地区画整理事業
- 3 位 置  
亀岡市大井町並河堂又の全部、並河前脇、熊田、亀ヶ渕、深町、観並、二丁目及び

- 三丁目、南金岐重見及び好実根並びに蕨田野町太田古実根及び草田の各一部
- 4 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 5 縦覧期間  
平成28年1月26日から  
平成28年2月9日まで

「揭示済」

亀岡市公告第5号

南丹都市計画地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成28年1月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 種 類  
地区計画
- 2 名 称  
篠町篠向谷地区地区計画
- 3 位 置  
亀岡市篠町篠洗川、向谷、下長尾の各一部
- 4 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

5 縦覧期間

平成28年1月26日から  
平成28年2月9日まで

「揭示済」

亀岡市公告第6号

南丹都市計画地区計画を決定するため、都市  
計画法（昭和43年法律第100号）第17条  
第1項の規定により、当該都市計画の案を次の  
とおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間  
の満了の日までに市長に意見書を提出すること  
ができる。

平成28年1月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 種類

地区計画

2 名称

中矢田町才ノ溝地区地区計画

3 位置

亀岡市中矢田町才ノ溝、馬場ノ溝並びに  
上矢田町下垣内の各一部

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

5 縦覧期間

平成28年1月26日から  
平成28年2月9日まで

「揭示済」

亀岡市公告第7号

南丹都市計画地区計画を変更するため、都市  
計画法（昭和43年法律第100号）第21条  
第2項において準用する同法第17条第1項の  
規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦  
覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間  
の満了の日までに市長に意見書を提出すること  
ができる。

平成28年1月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 種類

地区計画

名称

篠町篠牧田地区地区計画

3 位置

亀岡市篠町夕日ヶ丘三丁目並びに篠牧田  
の各一部

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

5 縦覧期間

平成28年1月26日から  
平成28年2月9日まで

「揭示済」

## 亀岡市公告第8号

動物の飼養管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号）第13条第2項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条同項の規定により公告する。

平成28年1月26日

亀岡市長 桂川孝裕

記

- |   |      |                     |
|---|------|---------------------|
| 1 | 捕獲日時 | 平成28年1月20日<br>午後6時頃 |
| 2 | 捕獲場所 | 亀岡市千歳町毘沙門出晴         |
| 3 | 種類   | 雑種                  |
| 4 | 毛色   | 黒茶                  |
| 5 | 性別   | 雌                   |
| 6 | 体格   | 小型                  |
| 7 | 犬の鑑札 | なし                  |
| 8 | 注射済票 | なし                  |

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成28年1月28日）までに引取りのないときは処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「掲示済」

## 亀岡市公告第9号

動物の飼養管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号）第13条第2項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条同項の規定により公告する。

平成28年1月26日

亀岡市長 桂川孝裕

記

- |   |      |                     |
|---|------|---------------------|
| 1 | 捕獲日時 | 平成28年1月20日<br>午後6時頃 |
| 2 | 捕獲場所 | 亀岡市千歳町毘沙門出晴         |
| 3 | 種類   | 雑種                  |
| 4 | 毛色   | 黒茶                  |
| 5 | 性別   | 雌                   |
| 6 | 体格   | 小型                  |
| 7 | 犬の鑑札 | なし                  |
| 8 | 注射済票 | なし                  |

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成28年1月28日）までに引取りのないときは処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「掲示済」

亀岡市公告第10号

動物の飼養管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号）第13条第2項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条同項の規定により公告する。

平成28年1月26日

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 捕獲日時 平成28年1月20日  
午後6時頃
- 2 捕獲場所 亀岡市千歳町毘沙門出晴
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 黒茶
- 5 性別 雌
- 6 体格 小型
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 鈴付き青色首輪を装着

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成28年1月28日）までに引取りのないときは処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第11号

動物の飼養管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号）第13条第2項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条同項の規定により公告する。

平成28年1月26日

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 捕獲日時 平成28年1月20日  
午後6時頃
- 2 捕獲場所 亀岡市千歳町毘沙門出晴
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 黒茶
- 5 性別 雄
- 6 体格 小型
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成28年1月28日）までに引取りのないときは処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

## 亀岡市公告第12号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成28年1月28日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |              |   |              |
|--------------|---|--------------|
| (1) 工事番号     | 道改第14号  |              |
| (2) 工事名      | 市道森学校線道路改良工事（歩道橋新設）   |              |
| (3) 工事場所     | 亀岡市篠町篠地内  |              |
| (4) 工事種別     | 土木一式工事  |              |
| (5) 工事概要     | 工事延長  | L = 13.8m    |
|              |   | W = 2.0m     |
|              | PC橋工（PC単純プレテンション方式中空床板橋）  |              |
|              | プレテン桁製作工  | N = 3本       |
|              | 横組工   | 1式           |
|              | 地覆工   | 1式           |
|              | 支承工   | 1式           |
|              | 舗装工   | A = 26.1㎡    |
|              | 橋梁下部工（重力式）  |              |
|              | 道路土工  | 1式           |
|              | 場所打杭工φ800   | L = 8.0m     |
|              |   | N = 4本       |
|              | 橋台躯体工   | 1式           |
|              | 付帯工   |              |
|              | 護岸ブロック積擁壁撤去復旧   | A = 17.0㎡    |
|              | 管渠工   | L = 15.6m    |
|              | 標識工   | N = 2基       |
| (6) 予定価格（税込） | 38,168,280円   |              |
|              | 【入札書比較価格（税抜）  | 35,341,000円】 |
| (7) 工期       | 契約日の翌日から平成28年3月31日まで  |              |
| (8) 部分払      | 無   |              |
| (9) 前金払      | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）  |              |
| (10) 中間前金払   | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により |              |

工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。

- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 平成27年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成27年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載

がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成28年1月28日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成28年1月28日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成28年2月3日（水） 午前9時から午後5時まで 平成28年2月4日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成28年2月5日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成28年2月2日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成28年2月8日（月） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成28年2月10日（水） 午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	平成28年2月16日（火） 午前9時から午後5時まで 平成28年2月17日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成28年2月18日（木） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 企画管理部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

## 任免及び辞令

伊藤 徹也  
亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します  
任期は平成29年12月31日までとします  
平成28年1月1日

八木 正昭  
八木 正司  
八木 詔平  
八木 政彦  
(各 通)

亀岡市川関財産区管理会委員に選任します  
平成28年1月26日

木戸 庸介  
亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します  
山本 仁士  
亀岡市総合計画審議会委員を解嘱します  
平成28年1月27日

## 教育委員会欄

### 規則

亀岡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年1月27日

亀岡市教育委員会  
委員長 栗山正則

亀岡市教育委員会規則第1号

亀岡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和58年亀岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第14条の2」に改める。

第7条の2第2項中「手続き」を「手続」に改める。

第10条第2項中「学校に」の次に「、副校長」を加え、同条第3項中「かかわらず」の次に「、副校長を置くときは教頭を」を加え、同条第4項中「第10条の4」を「第10条の5」に改める。

第10条の7を第10条の8とし、第10条の3から第10条の6までを1条ずつ繰り下げ、第10条の2中「校長」の次に「（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長。以下この条において同じ。）」を加え、同条を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。

(副校長)

第10条の2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副校長は、校長に事故あるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

第15条の2第2項中「校長」の次に「、副校長」を加える。

第18条(見出しを含む。)中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

「揭示済」

訓 令

亀岡市教育委員会訓令第1号

庁中一般

亀岡市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程を次のように定める。

平成28年1月27日

亀岡市教育委員会

委員長 栗山正則

亀岡市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、亀岡市立の小学校及び中学校の校長が処理すべきこととされている事務のうち、副校長が専決する事項等を定めるものとする。

(専決)

第2条 副校長が専決する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 所属する教職員(校長を除く。)の週休日の振替及び勤務時間の割振り変更
- (2) 教育活動その他の学校運営の状況についての保護者等に対する積極的な情報提供
- (3) 校外行事の実施地が市外にあるときの亀岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)への届出
- (4) 研修計画及び研修状況の教育委員会への報告
- (5) その他校長が指定した軽易な事務の処理(重要又は異例な事務の処理)

第3条 副校長は、専決する事項であっても、

その内容が重要であり、又は異例であるものについては、校長の承認を受けなければならない。

(代決)

第4条 副校長は、校長が不在であり、かつ、あらかじめ校長が定める事項について、緊急に処理しなければならない場合は、校長に代わって決裁することができる。ただし、その内容が重要であり、又は異例であるものについては、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

---

亀岡市教育委員会訓令第2号

庁中一般

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年1月27日

亀岡市教育委員会  
委員長 栗山正則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令の一部を改正する訓令

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令（平成20年亀岡市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「校長」の次に「、副校長」を加える。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

## 教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

亀岡市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程を次のように定める。

平成28年1月27日

亀岡市教育委員会  
教育長 竹岡 敏

亀岡市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、亀岡市立の小学校及び中学校の校長が処理すべきこととされている事務のうち、副校長が専決する事項等を定めるものとする。

(専決)

第2条 副校長が専決する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 所属する教職員（校長を除く。以下同じ。）の出勤簿の管理
- (2) 所属する教職員の病気休暇、介護休暇、組合休暇、職務に専念する義務の免除及び欠勤の承認
- (3) 特別休暇の承認又は届出の受理
- (4) 年次休暇の届出の受理
- (5) 所属する教職員の代休日及び時間外勤務代休時間の指定
- (6) 所属する教職員の裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署の呼出しに応じる

ときの届出の受理

(7) 軽易かつ定例的な通知、照会、回答、報告等の処理

(8) その他校長が指定した軽易な事務の処理（重要又は異例な事務の処理）

第3条 副校長は、専決する事項であっても、その内容が重要であり、又は異例であるものについては、校長の承認を受けなければならない。

(代決)

第4条 副校長は、校長が不在であり、かつ、あらかじめ校長が定める事項について、緊急に処理しなければならない場合は、校長に代わって決裁することができる。ただし、その内容が重要であり、又は異例であるものについては、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

# 選挙管理委員会欄

## 告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第1号

亀岡市川東土地改良区総代選挙の期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数は、次のとおりである。

平成28年1月8日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

- 1 選挙の期日 平成28年1月15日
- 2 投票の時間 午後1時から午後4時まで
- 3 選挙すべき総代の数 48人

選挙区	選挙区の区域	総代の数
第1選挙区	馬路町	12人
第2選挙区	千歳町	12人
第3選挙区	河原林町	12人
第4選挙区	保津町、追分町及び古世町	12人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第2号

平成28年1月15日執行の亀岡市川東土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成28年1月8日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

1 選挙長

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	中澤基行
第2選挙区	省略	廣瀬義直
第3選挙区	省略	黒田幹男
第4選挙区	省略	酒井省五

2 選挙長職務代理者兼選挙立会人

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	人見茂實
第2選挙区	省略	野々村進
第3選挙区	省略	岸道雄
第4選挙区	省略	村上達郎

3 選挙立会人

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	堤元博
第2選挙区	省略	島津恒平
第3選挙区	省略	関美喜男
第4選挙区	省略	井上庄次

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第3号

平成28年1月15日執行の亀岡市川東土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所を次のとおり定める。

平成28年1月8日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

亀岡市馬路町堂ノ西24の2番地  
亀岡市川東土地改良区事務所

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第4号

平成28年1月15日執行の亀岡市川東土地改良区総代選挙の投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成28年1月8日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

亀岡市川東土地改良区総代選挙投票用紙の様式

(表)

亀岡市川東土地改良区総代選挙

改 良 区 之 印	川 東 土 地	亀 岡 市
-----------------------	------------------	-------------

(折目)

(裏)

候補者氏名	<p>○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>

(折目)

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第5号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公職選挙法第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年1月8日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年11月1日執行 亀岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
9,064,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	高向吉朗	所属党派	無所属	期 間	平成27年11月25日から	第3回分
出納責任者氏名	藤野広司				平成27年12月24日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		円
		円	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	355
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	355
前 回 計		3,019,820	前 回 計	3,363,357
総 計		3,019,820	総 計	3,363,712

報告書受理年月日	平成27年12月28日	第3回報告分
----------	-------------	--------

「揭示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第6号

亀岡市亀岡中部土地改良区総代選挙の期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数は、次のとおりである。

平成28年1月14日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

- 1 選挙の期日 平成28年1月21日
- 2 投票の時間 午後1時から午後4時まで
- 3 選挙すべき総代の数 40人

選挙区	選挙区の区域	総代の数
第1選挙区	亀岡市曾我部町地区（南条・寺・犬飼・法貴・中・春日部）	14人
第2選挙区	亀岡市礪田野町地区（佐伯）・本梅町地区（東加舎・西加舎・井手）	8人
第3選挙区	亀岡市千代川町地区（北ノ庄・拝田・千原・川関・小林・高野林）・大井町地区（並河・土田）	14人
第4選挙区	亀岡市余部町地区（狐塚・中川原・宮田・蚊又・五反田・久下佐伯・塞又）・安町地区（小屋場・大池）	4人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第7号

平成28年1月21日執行の亀岡市亀岡中部土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成28年1月14日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

1 選挙長

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	松本正美
第2選挙区	省略	小林昌博
第3選挙区	省略	俣野秀樹
第4選挙区	省略	石野豊

2 選挙長職務代理者兼選挙立会人

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	赤澤祥一
第2選挙区	省略	石川佳一
第3選挙区	省略	松尾俊夫
第4選挙区	省略	中澤茂

3 選挙立会人

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	並河忠平
第2選挙区	省略	茨木儀一
第3選挙区	省略	八木清
第4選挙区	省略	関定雄

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第8号

平成28年1月21日執行の亀岡市亀岡中部土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所を次のとおり定める。

平成28年1月14日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市亀岡中部土地改良区事務所

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第9号

平成28年1月21日執行の亀岡市亀岡中部土地改良区総代選挙の投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成28年1月14日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

亀岡市亀岡中部土地改良区総代選挙投票用紙の様式

(表)

亀岡市亀岡中部土地改良区総代選挙

改 良 区 之 印	中 部 土 地	亀 岡 市 亀 岡
-----------------------	------------------	-----------------------

(折目)

(裏)

候補者氏名	
-------	--

○ 注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

(折目)

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第10号

平成28年1月15日執行の亀岡市川東土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成28年1月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	名倉照彦
	省略	中川陽夫
	省略	畑隆夫
	省略	中澤昭兒
	省略	人見修
	省略	河原祥孝
	省略	松村淳一
	省略	畑昌利
	省略	松村一城
	省略	堤務
	省略	堤敏次
	省略	川勝雅明
	第2選挙区	省略
省略		主原重己
省略		橋本秀行
省略		小川博司
省略		廣瀬哲雄
省略		西田米雄
省略		古林峰夫
省略		清水浩次
省略		矢田茂
省略		廣瀬正則
省略		長谷川義信
第3選挙区	省略	並河包恭
	省略	俣野秀樹

第3選挙区	省略	中野透
	省略	福島克巳
	省略	福島利之
	省略	林田芳博
	省略	中川隆
	省略	小川泉
	省略	関隆穂
	省略	関彰
	省略	桂博一
	省略	柏尾寿和
第4選挙区	省略	清水金矢
	省略	長尾一
	省略	田中龍馬
	省略	田中信彦
	省略	松本正美
	省略	森川悦次
	省略	伊豆田浩文
	省略	桂吉徳
	省略	大ヶ谷勝一
	省略	湯浅誠二
	省略	湯浅透一
	省略	田中幸雄

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第11号

平成28年1月15日執行の亀岡市川東土地改良区総代選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成28年1月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

選挙区	住所	氏名	
第1選挙区	省略	名倉照彦	
	省略	中川陽夫	
	省略	畑隆夫	
	省略	中澤昭兒	
	省略	人見修	
	省略	河原祥孝	
	省略	松村淳一	
	省略	畑昌利	
	省略	松村一城	
	省略	堤務	
	省略	堤敏次	
	省略	川勝雅明	
	第2選挙区	省略	佐々木重和
		省略	主原重己
省略		橋本秀行	
省略		小川博司	
省略		廣瀬哲雄	
省略		西田米雄	
省略		古林峰夫	
省略		清水浩次	
省略		矢田茂	
省略		廣瀬正則	
省略		長谷川義信	
省略		名倉武夫	
第3選挙区	省略	並河包恭	
	省略	俣野秀樹	
	省略	中野透	
	省略	福島克巳	
	省略	福島利之	
	省略	林田芳博	
	省略	中川隆	
	省略	小川泉	
	省略	関隆穂	
	省略	関彰	
省略	桂博一		
省略	柏尾寿和		

第4選挙区	省略	清水金矢
	省略	長尾一
	省略	田中龍馬
	省略	田中信彦
	省略	松本正美
	省略	森川悦次
	省略	伊豆田浩文
	省略	桂吉徳
	省略	大ヶ谷勝一
	省略	湯浅誠二
	省略	湯浅透一
	省略	田中幸雄

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第12号

平成28年1月21日執行の亀岡市亀岡中部土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成28年1月21日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	服部義行
	省略	澤哲弘
	省略	齋藤護
	省略	多田政紹
	省略	能勢賢司
	省略	八田修好
	省略	八木義樹
	省略	松岡省三
	省略	和田茂明

第1選挙区	省略	仲野 静夫
	省略	酒井 美明
	省略	八木 久男
	省略	並河 悦郎
	省略	齋藤 久和
第2選挙区	省略	谷本 忠義
	省略	松本 喜久雄
	省略	谷本 澄夫
	省略	野々口 直良
	省略	落田 毅
	省略	竹岡 憲男
	省略	森 源一
第3選挙区	省略	森 金滋
	省略	齋田 益彦
	省略	山下 博史
	省略	並河 幸義
	省略	廣瀬 仁久
	省略	廣瀬 清一
	省略	山田 一徳
	省略	人見 政章
	省略	永田 安廣
	省略	俣野 幸雄
	省略	八木 八十歳
	省略	松井 修正
	省略	俣野 正美
	省略	永田 幹雄
	省略	八木 一生
第4選挙区	省略	八田 良象
	省略	本間 清
	省略	福井 恒治
	省略	吉田 嘉勝

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第13号

平成28年1月21日執行の亀岡市亀岡中部土地改良区総代選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成28年1月21日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	服部 義行
	省略	澤 哲弘
	省略	齋藤 護
	省略	多田 政紹
	省略	能勢 賢司
	省略	八田 修好
	省略	八木 義樹
	省略	松岡 省三
	省略	和田 茂明
	省略	仲野 静夫
	省略	酒井 美明
	省略	八木 久男
	省略	並河 悦郎
	省略	齋藤 久和
	第2選挙区	省略
省略		松本 喜久雄
省略		谷本 澄夫
省略		野々口 直良
省略		落田 毅
省略		竹岡 憲男
省略		森 源一
第3選挙区	省略	森 金滋
	省略	齋田 益彦
	省略	山下 博史
	省略	並河 幸義
	省略	廣瀬 仁久

第3選挙区	省略	廣瀬清一
	省略	山田一徳
	省略	人見政章
	省略	永田安廣
	省略	俣野幸雄
	省略	八木八十歳
	省略	松井修正
	省略	俣野正美
	省略	永田幹雄
	省略	八木一生
第4選挙区	省略	八田良象
	省略	本間清
	省略	福井恒治
	省略	吉田嘉勝

「揭示済」

## 市立病院欄

### 公 告

亀岡市立病院公告第1号

平成28年1月13日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成28年4月1日までとする。

平成28年1月27日

亀岡市病院事業管理者職務代理者  
 亀岡市立病院長 玉井和夫

(候補者受験番号)

3

「揭示済」